

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和4年第2回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和4年8月25日(木) 10時00分から11時50分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局

脇本財政局次長, 植月契約課長, 水田工事契約担当課長, 中嶋契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課課長補佐(物品契約係長), 寺田契約課管理係長, 島契約課指導係長, 山根契約課副主査

(2)岡山市水道局

上高次長, 繁田管財課長, 江本管財課課長補佐, 青江浄水課課長補佐(整備係長), 岡島管財課契約係長, 片山管財課副主査, 岸本管財課副主査

5 会議次第

1 入札契約制度の改正について

2 令和3年度契約状況等の報告について

(1) 岡山市

(2) 水道局

3 抽出事案について

(1) 岡山市

・物品契約

(2) 水道局

・役務契約

4 その他

6 会議概要

1 入札契約制度の改正について

委員：育成型を新しく設定するという変更については、岡山だけでなく全国的に国交省の方から何か通達があってということなのでしょうか。

市当局：国のほうも総合評価の色々な試行運用をしております、育成型に限らず色々なものが挙げられます。県の方でも育成型という名前ではないのですが、チャレンジ型ということで実績を求めないというのがあります。

委員：国の方で、育成型は許容価格が1億円から1億5,000万円までとなっているのですか。

市当局：岡山市の方で設定しております。

総合評価自体も各自治体でいくら以上というのを定めています。岡山市では1億円以上を総合評価でしております、今回育成型を導入するにあたって、1億5,000万円以上の大型工事は実績が必要という考えで、育成型は1億5,000万円までという形になっております。

委員：育成型は、過去15年の同種工事の実績の規模の部分については外しているのに、新項目で設けたICT活用工事については15年の実績を残しているのはなぜか教えてください。

市当局：ICT活用工事自体が、それほど古くからではないため、過去5年だけだと他の市もICT対応工事がまだ少なく、実績として出ないので、過去15年くらいの間でICT活用をしたことがあれば加点するという意味で残しています。若い技術者にではなくて、会社としてそうした工事をしたことがあるならば加点をしますということにしています。

委員：今回の改正で大きく結果が変わるのは、評価基準見直しなのか、育成型なのか、どちらの影響が大きいのでしょうか。

市当局：趣旨としては育成型だけではなくて、育成型でない方も色々な項目を設けることで変わっています。

岡山市は実績重視ではないかという声がありますが、今回育成型は実績のところをなしにしていますし、普通の場合でも少し低めにしていますので、応札者の方が少し増えているなという認識はあります。

市当局：今回の見直しの大きな目的は、建設業界の働き方改革、担い手の確保ということがあります。業界からも求められているし、全国でも問題になっています。働き方改革に関連するもの、若手の活用や女性の活躍などを謳うことによって、そういうところが活躍して、各企業が会社の体制を見直すことによって建設業界が魅力ある職業としていこうとする。これに加えて、もともと参入障壁も低くしましょうということで、新しく入ってくる企業も入ってきやすいように育成型というものを設けています。

委員：調査価格未満での応札で減点という項目を設けたということですが、あえて減点までしようとなったきっかけを教えてください。

市当局：ダンピングで受注するものへのさらなる取り組みということですが、

建設業の担い手不足が大きな問題となっており、ダンピングで安くなっていると、工事の手抜きや、下請業者にしわ寄せがいたり、賃金が悪かったりなど労働条件が悪化します。安すぎると悪影響が出てくるため、適正な金額で札入れしている業者を評価するというものです。

2 岡山市の令和3年度契約状況等について

委員：食料品の新型コロナ関連のものですが、単独随契で100%となっていますが、そういう場合は単独で購入になるのですか。

市当局：経緯を説明しますと、日用品、食料品込みのセットと、食料品だけのセットを日によっては何十セットも用意するのですが、1日1日で数の変動がありますし、パッキング方法や指定した場所まで持ってきてもらえるなど、そういうことに対応していただけるのが1社しかなかったということです。

委員：物品契約の方で、落札率が100%というのがあるのですが、そういうことがあるのですか。

市当局：一概にこれですとは言えないのですが、化学薬品等はだいたいの値動きが分かっている、許容価格と入札された金額が一致する場合がありますし、その時にとった参考見積の金額で許容価格を設定して、一致することはあります。あとでまた物品の抽出事案で説明します。

委員：逆に落札率が40%ぐらいというのは、許容価格はどうなっているのでしょうか。

市当局：仕様に参考製品として挙げているものがあるのですが、仕様の質問期間に併せて同等品の申請も行えるようにしております、仕様と同等のものを安く仕入れ可能なところや、もともと仕様の参考製品で許容価格を計算しておりますが、それよりも安く同じようなものを仕入れ可能なところがあれば、そこが安い金額で落札できますので、それが許容価格との落札率になり、それが顕著に表れると40%の落札率になっていると思います。

委員：指名停止にしても留保にしても昨年度よりも減っている傾向にあるようですが、何か特別な事象がありますか。

市当局：特に事象ということはないのですが、指名留保の一番下の建設工事の新規申請のときの5か月間の留保が大きく減っておりまして、影響しているかと思っています。

委員：令和3年度の指名停止状況で、談合が令和3年度に4件という形ですごく増えていますが、どういったところに問題点があって談合が4件あったのでしょうか。

市当局：実はこの談合4件は岡山市発注のものとか、岡山市内でのことではなく、県外の工事とかの発注の中で起こって、所管の行政庁が処分をしたということを理由に、そういった業者は岡山市が取引するのにふさわしくないということで、指名停止しているものです。

委員：指名留保のところで、新規申請のところが多いですが、これは不備とかがあったということでしょうか。

市当局：岡山市で初めて工事部門で登録いただきますと、最初の5か月間は指名留保になりますということで、特に何か問題があったとかということではなく、初めて入ったときは5か月間指名に入れられないという状況になっております。

3 岡山市水道局の令和3年度契約状況等について

委員：コンサルは役務ですか。

市当局：コンサルについては、役務という言い方はしておらず、コンサル業務であり、役務ではないです。

委員：抽出会議で事前に送っていただく区分でいうと、コンサルは工事になるのですか。

市当局：工事の一部という考えだと思います。

4 (1)「救急活動用防護服(ゴアクロステック)」

委員：落札率100%となった、予定価格の決め方の説明をお願いします。

市当局：今回の防護服が特殊なものなので、まず説明します。ゴアクロステックは透湿性・防水性があることに加え、血液や細菌を完全にシャットアウトできる素材です。このゴアクロステックをフィルム状にして、防護服の生地に織り込んでいるのが、今回の防護服です。ゴアクロステックをフィルム状にし、織り込むのに特殊な技術が必要で、生産業種が限られます。また、一般的に販売されているものを大幅にカスタマイズしていることが、応札できる業者が限られる一因ではないかと考えられます。

落札率100%の理由は、予算要求後に「救急救命士」のプリントをワッペンを取り付けに変更し、参考見積を聴取し、予算額に近い参考見積額をそのまま許容価格とした結果、落札率が100%となりました。

委員：参考見積に頼らざるを得ないのは何とかならないですか。

市当局：物品は、工事と異なり、ほぼ毎年同じものを同じタイミングで出しているものが多く、参考見積価格だけではなく、過去の購入実績価格も参考にしながら、予算付けや許容価格の設計などを行うため、どうしても落札率が100%や、100%でなくても100%に近くなることが比較的多いです。過去の実績に加え、一般的な取引価格も参考にしながら、出来るだけ競争性を発揮するように、契約課から担当課に言っています。

(2)「三野浄水場緩速ろ過池ほか維持管理業務」

委員：入札価格が適正価格なのか、働き方改革を考えたときに、作業される方の労働賃金として、適正な金額となっているのかの検証はしていますか。きちんと労働単価をはじいた場合との金額の差が大きいのであれば、安く労働者を使うことにより仕事を得ることになり、こういう入札のやり方はどうかと思います。

市当局：市外の業者の場合、実際に作業を行おうとすると、岡山市に事務所を設け、従業員を雇うため、非常に経費が掛かり、金額が大きくなります。当局でも許容価格を設定する

にあたり、見積りを取りますが、単価の設定は担当課が確認しますので、その点は問題ありません。

委員：昔からこの業務を低価格で請け負っていて、技術があり、作業も効率よく行えるからという理由で同じ事業者に頼るのではなく、もう少し何か問題点があるから特定の事業者になっているのではないのかという視点で、契約の仕方とかを考えるとすることは出来ませんか。

市当局：指名競争入札と言いながら、ほぼ一般競争入札に近い形式です。事前に厳重に実績を確認することになるので、そこまで検討するのは難しいかと思います。

(終了)